

第六回国会 衆議院 法務委員会 議録 第十一号

(三三三)

昭和二十四年十一月二十五日（金曜日）

午後一時五十一分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君

理事 角田 幸吉君 理事 北川 定務君

理事 石川 金次郎君 理事 梨木 作次郎君

佐藤 昌三君 古島 義英君

松本 弘君 眞鍋 勝君

武藤 嘉一君 山口 好一君

吉田 省三君 猪俣 浩三君

出席國務大臣

法務總裁 畑田 俊吉君

出席政府委員

法務政務次官 牧野 寛案君

刑政長官 佐藤 藤佐君

民事法務長官 田中 治彦君

（民事局長）検事 村上 朝一君

委員外の出席者

最高裁判所 事務総長 本間 喜一君

最高裁判所 行政局長 關根 小郷君

専門員 村 教三君

十一月二十四日

人権擁護に関する決議案（志賀義雄君外三十五名提出、決議第八号）の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二五号）

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二六号）

請願

一 戸籍事務費全額国庫負担に関する請願（山本猛夫君紹介）（第六号）

二 遺失物の一部改正に関する請願（山本猛夫君紹介）（第二三三号）

三 碧南市に簡易裁判所並びに檢察庁設置の請願（中野四郎君紹介）（第三九号）

四 吉田町に簡易裁判所設置の請願（山本久雄君紹介）（第二二七号）

五 戸籍事務費全額国庫負担に関する請願（石原圓吉君紹介）（第二四三三号）

六 戸籍事務を国の委任事務として地方財政法に明示の請願（西村榮一君紹介）（第二六五号）

七 地方法務局及びその支局の独立庁舎建設の請願（中村幸八君紹介）（第三〇五号）

八 長野地方裁判所諏訪支部並びに長野家庭裁判所支部昇格の請願（林百郎君紹介）（第三四五号）

九 未成年女子刑務所設置の請願（山口好一君紹介）（第三五三三号）

一〇 中津簡易裁判所に岐阜地方裁判所及び家庭裁判所の支部を併置の請願（岡村利右衛門君紹介）（第四三三三号）

一一 住民登録法制定に関する請願（江崎真澄君紹介）（第五〇一五号）

一二 小湊町に国立少年院設置の請願（佐藤順造君外五名紹介）（第五二八八号）

一三 釧路地方裁判所網走支部を地方裁判所に昇格の請願（林好次君紹介）（第五八九号）

一四 大年寺山少年院設置反対の請願（高橋清治郎君外八名紹介）（第五九二二号）

一五 戸籍事務費全額国庫負担に関する請願（橋本龍伍君紹介）（第六八〇号）

一六 登記法改正に関する請願（八百板正君紹介）（第八五七号）

一七 不動産登記事務を市町村に移管の請願（八百板正君紹介）（第八五八号）

一八 岐阜地方裁判所大垣支部の昇格並びに定員増加の請願（加藤謙造君紹介）（第八九〇号）

一九 秋田地方法務局能代支局焼失に伴う復旧事業費全額国庫負担の請願（宮腰喜助君外一名紹介）（第九三五号）

二〇 戸籍事務費全額国庫負担に関する請願（岡西明良君紹介）（第九六八号）

二一 同（米原祖君紹介）（第一二二〇号）

二二 戸籍法の一部改正に関する請願（吉田省三君紹介）（第九九九号）

二三 静岡市に高等裁判所支部設置の請願（猪俣浩三君紹介）（第一〇一六号）

○花村委員長 これより会議を開きます。

本日はず裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題といたし、これを討論に入ります。

○北川委員 討論はこれを省略し、ただちに採決に入らんことを望みます。

○花村委員長 御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○花村委員長 御異議がなければ、討論は省略いたし、これより両案を一括して採決に入ります。

両案に賛成の方の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○花村委員長 起立総員、よつて両案は原案の通り全会一致可決いたしました。

なお右の委員会報告書は委員長に御一任をお願いします。

○花村委員長 次に請願の審査を行います。請願の審査は紹介議員の見えられませんが、委員より便宜その説明を聞き、政府の意見を聴取し、異論のない請願については本日決定いたし、他はその決定を延期いたしたいと存じますから、さよう御了承をお願いします。

日程第一、第五、第六、第十五、第二十一の戸籍事務費全額国庫負担に関する請願は同趣旨でありますから、一括議題といたし、紹介議員が見えられませんが、他の議員より説明をお願いします。

○角田委員 私がかわつて御説明を申し上げます。本請願は盛岡市長小泉多三郎君外一名により提出されましたもので、その要旨は、民法及び戸籍法の改正によつて、戸籍事務は非常に増大し、事務諸費もまた多額に要する状態であり、この経費を全額国庫負担として市町村に交付されたいというのであります。

御承知のように戸籍事務は、市町村長が管掌するところの重要な国の委任事務であります。これが事務執行に要します経費負担は不明確で、しかも終戦後民法及び戸籍法の改正によりまして、事務取扱内容は非常に増大し、従来の六倍強に及んでおります。何とぞかかる地方公共団体の実情を参酌して、御審議、御採択あらんことをお願いいたします。

○花村委員長 政府の意見を求めます。牧野政務次官。

○牧野政務次官 この戸籍事務国庫負担の問題につきましては、これまでもしばしば請願がありましたが、問題であり、ただいまも申されましたように、戸籍事務につきましては国の行政事務でありまして、国に重大なる利害関係があることは申すまでもありません。従つて政府といたしましても、常に請願の御趣旨に沿うよう努力して参つたのであります。その結果、昭和二十三年度におきましては配付税により、現実に戸籍事務経費が増加された地方公共団体もあるものであります。なお十分満足な結果を得るに至つていないことは、国家財政の現状からやむを得ないところは申せ、遺憾に存ず

る次第であります。昭和二十五年度的におきましては、税制改革により、戸籍事務に要する経費は国庫負担金の形式でなく、平衡交付金によつて調整せられることになるものと首肯されますが、実質的には請願の趣旨を実現する方針のもとに、目下鋭意検討を加えておる次第であります。何とぞ御了承をお願いいたします。

○花村委員長 御質疑はありませんか——御質疑がなければ、以上の六請願は採択いたし、採択の上内閣に送付することを適当と認めますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○花村委員長 御異議なければ、さようよりはからいます。

○花村委員長 次に日程一〇、中津簡易裁判所に岐阜地方裁判所及び家庭裁判所の支部を併置の請願文書表第四三二号を議題といたし、紹介議員の説明を求めます。紹介議員がおりませんか、武藤嘉一君、かわつて御説明願います。

○武藤(嘉)委員 紹介議員岡村利右衛門君がおられませんか、私からかわつて請願の趣旨を説明申し上げます。中津町は岐阜県のうちで一番大きな郡にあります。ことに裁判所は多治見裁判所があるだけであります。従いまして中津町と多治見市との間は相当の距離がございます。のみならず鉄道もきわめて運転回数が少いところであるのに、ただいま申しました通り、中津町は非常に大郡でありますから、事件の件数も非常に多いと思ひます。非常に地域的に偏したところに裁判所があるのみでありますので、地方の町

村長その他から、何とかして中津町も簡易裁判所のほかに岐阜地方裁判所の支部並びに家庭裁判所の岐阜の支部を中津町にも併置せられたいとの請願がしきりでありました。何とぞ御採択のほどをお願いいたします。

○花村委員長 政府の説明を求めます。牧野政務次官。

○牧野政府委員 ただいまお述べになりました岐阜県恵那郡中津町に地方裁判所支部及び家庭裁判所支部設置の請願の御趣旨は十分了解いたしました。政府といたしましても、御不便の事情はよく承知いたしておりますが、裁判所支部に關する事項は最高裁判所の権限に屬しておりますので、最高裁判所に御趣旨を傳達いたしました。十分の考慮を願うことになつたと思ひます。さよう御了承をお願いいたします。

○花村委員長 最高裁判所より発言の申出がありますから、これを許します。本間事務局長。

○本間説明員 現地の所長からも必要だといふような申出があります。事件数はよそと比べてそう多いわけではないようでありまして、十分考慮して行きたいと思つております。これは裁判官の数、その他そういうものと比較考慮して、できるだけ努力したい、こう思つております。

○武藤(嘉)委員 事件数は大都市あるいは中津町でありませんが、あるいは少いかもわかりませんが、交通の点から非常に偏しております。裁判所の所在地が多治見市ではあまりに偏してありますから、地域的に偏して御考慮をお願いしたいと思います。

○花村委員長 ほかに御質疑はありますか。

○花村委員長 次に日程第一八、岐阜地方裁判所大垣支部の昇格並びに定員増加の請願文書表第八九〇号を議題といたし、紹介議員の説明を求めます。武藤嘉一君。

○武藤(嘉)委員 大垣市にあります岐阜地方裁判所大垣支部は、前に申しました中津町と多治見市と比較いたしますと、交通関係は非常に便利であります。また距離は非常に短かいのであります。が、何分大垣市はその地方における第二の都会でありますので、治安上において県下でも最近著しく不安な地帯であります。しかるにここに駐在せられるところの判事はかなり老齢の判事がお一人きりであります。わずかに一人きりの判事でこの相当広い一市五郡にわたる区域を持つておるのでありますから、いさゝか民事、刑事の処理が遅れておるのではないかと私は非常に憂慮いたしております。この点について、距離の問題は別といたしまして、少くともここに一名の判事は足りないのではないか、判事の増員を要するのではないかと申し上げたいのであります。なおこの際申し上げたいことは、大垣の裁判所管内のうちに、大垣支部の区域のうちに揖斐郡というところがあるのであります。これはかなり山間僻地であり、交通の非常に不便な村落が相当あります。大垣から同じ郡内の村へ達しますのに交通がほとんどありません。歩いて行くより方法がないという村があるのであります。これが三箇村ほどあります。従つてこの大垣裁判所支部に、單なる従来の支

部よりもつと判事の増員をされるところに、何とぞこの揖斐郡地帯の裁判事務に對しては、特に今後政府において御考慮願ひたいと思ひます。その地帯に發生いたします事件については、はなはだしく犯罪捜査その他が遅れるように考えられますから、判事の増員と同時に、揖斐郡地方に對します裁判所關係の処理につきましては、特に迅速に処理できるように、この際特にお願いしたいと思ひます。

○花村委員長 政府の意見を求めます。牧野政務次官。

○牧野政府委員 ただいまお述べになりました請願の御趣旨はごもつともと存じます。この問題につきましては、前回申し上げましたように、裁判所支部に關する事項は、最高裁判所の権限に屬しておりますので、この請願の御趣旨は最高裁判所に傳達いたしました。十分の御考慮を願うことになつたと思ひます。さよう御承知をお願いいたします。

○花村委員長 最高裁判所の意見を求めます。本間事務局長。

○本間説明員 岐阜地方裁判所の所長からも、同様に昇格の必要なことの申出があります。予算その他のことを考へて、十分御趣旨に沿うように努力したいと思つております。

○武藤(嘉)委員 何とぞすみやかに実行方をお願いしたいと思います。

○花村委員長 ただいまの二請願はこれを採択いたし、採択の上はこれを内閣に送付すべきを適当と認めますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○花村委員長 御異議なければ、さよう決定いたします。

○花村委員長 次に日程第二二、戸籍法の一部改正に關する請願文書表第九九号を議題といたし、紹介議員の説明を求めます。吉田省三君。

○吉田(省)委員 戸籍法の一部改正の請願についてその趣旨とするところは、戸籍法第二節出生の節、第四十九條の三項「医師、助産婦又はその他の者が出生に立ち会つた場合には、医師、助産婦、その他の者の順序に従つてそのうちの一人が命令の定めるところによつて作成する出生証明書を届書に添附しなければならぬ。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。」という法文中の「その他の者」を削除されるよう請願いたしました。

医師、助産婦、その他の者の出生証明のできますのは、法律が寛大で、国民生活の上により便利であります。往々これを逆用して、出生の場合、医師、助産婦を必要とする場合にも、これらを拒否し、その結果過誤を起すことが多いのであります。たとえば出生の際の点眼もせずに盲目にさせたり、新生児の臍帯を不潔に取扱ひ、化膿する場合もあり、母体の不潔な処置によつて産褥熱の発病等、母子ともに不健康になるばかりでなく、生命をも奪われることさえあります。

ここにござつて出生証明書のうちの「その他の者」を削除していただきたのであります。その他の者を削除いたしましても、この項に「但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない」とありますから、決して不便を來すことはないと思ひます。よろしく

この法を御改正あらんことを切にお願いいたしまして、すみやかに御採択をお願いいたします。

○花村委員長 政府の意見を求めます。牧野政務次官。

○牧野政府委員 請願の御趣旨は、戸籍法第四十九條第三項に、医師、助産婦以外の者が出産に立ち合つた場合には、その者の出生証明書を添付して届出をしなければならぬという趣旨の規定があるので、医師、助産婦の立会いを拒否し、ために母子が発病したり、その生命を奪われるというような重大な過誤を生ずることが多い。よつて医師、助産婦以外の者が、出生証明書を作成することがないよう規定の改正を求めるということにあると存じます。しかし右の規定は、出生の際医師、助産婦の立会いなく、従つてそれらの者の証明書を得ることができない場合があることを予想し、この場合にも出生届の正確を期するために、医師、助産婦以外の者の証明書を添付せしめようとする趣旨でありまして、医師、助産婦を必要とする場合に、この規定がありますために、あえてその立会いを拒否するといふような例が多数あるといふようなことは考えられませんが、政府といたしましては、ただいまのところ、にわかに右規定を改正いたす考えはございません。右お答えいたします。

○花村委員長 御質疑はありませんか。――なければだいたいの請願もこれを採択いたし、採択の上は内閣に送付するを適当と認むるのでありますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○花村委員長 御異議なければ、さよ

う決定いたします。

○花村委員長 日程第二、遺失物法の一部改正に関する請願文書表第二三三號を議題といたします。請願の紹介をお願いします。

○角田委員 本請願は昭和二十四年七月十日盛岡市において開催された東北六県各市議会議長会議で決議され、盛岡市議会議長北太郎外各市会議長連名にて提出されたものでありまして、その要旨は、遺失物法第十五條の規定を、警察署長において保管する物件で交付を受ける者なきときは、その所有権は自治体警察所在地の市町村に所属するよう改正していただきたいというのであります。昨昭和二十三年七月から自治体警察の費用は全部市町村の負担となりまして、最近市町村の財政は極度に逼迫しており、また統制物資等の取締りに自治体警察員が従事しており、その経費も相当額であるにもかかわらず、国庫において負担しないので、このような収入を得ることは適当ではないかと思ひます。何とぞ地方公共団体の実情を御参酌の上、御採択あらんことをお願いする次第であります。

○花村委員長 政府の意見を求めます。牧野政務次官。

○牧野政府委員 遺失物法第十五條の改正についての請願にお答えします。現行の遺失物法が、交付を受ける権利者のない遺失物は国庫に帰属するものと定めている理由は、権利者のない財産は国庫に帰属するという建前をとることが公共の福祉に適合すると考えられるからであります。無主の不動産や相続人のいない場合の相続財産はすべ

て国庫に帰属することになつてゐるのもこの趣旨であります。しかしながら現在の自治体の性質と権能とを考察すれば、従来の建前と違つて、請願の趣旨にありますように遺失物を預かつた警察が、自治体警察である場合に、権利者のない遺失物を自治体に帰属させようという構想にも相当の理由があると考えられますので、政府におきましては、今後十分検討いたしてみたいと存じます。

○花村委員長 御質疑はございませんか。――ないようであります。

○花村委員長 次に日程第三、碧南市に簡易裁判所並びに検察庁設置の請願文書表第三九三號を議題といたします。請願の紹介をお願いします。

○北川委員 本請願の要旨は、さきに愛知県碧海市安城町に簡易裁判所並びに検察庁が設置され、碧南市、高浜町及び明治村はその管轄区域に編入されたのであります。碧南市の市制が実施された今日においては、碧南市に設置した方が種々な点で利便が大きいのでありますから、これが実現を要望いたす次第であります。

○花村委員長 政府の説明を求めます。牧野政務次官。

○牧野政府委員 ただいまお申し述べになりました碧南市に簡易裁判所及び区検察庁設置の請願の御趣旨は十分了解いたしました。

簡易裁判所は、去る第五国会におきまして六箇所の増設が認められまして、現在全国に五百六十五箇所が設置されているのであります。いまだ必ずしも十分とは申しませんが、碧南市に簡易裁判所及び区検察庁を設置する件は、さきに当府にも陳情書が提

出されましたので、目下関係庁へ照会いたしまして調査中のものであります。重ねてここに請願もありましたので、政府といたしましては調査の結果をまつて慎重に考慮いたしたいと存じます。――さうに御了承の上、今後何分の御援助をお願いいたす次第であります。

○花村委員長 最高裁判所より発言の申出がありますが、これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○花村委員長 御異議なければ最高裁判所より意見の陳述をお願いします。

○本間説明員 裁判所の調査によれば、簡易裁判所の必要があるように思われます。従つて予算その他の手配ができれば、何とかいたしたいと考えております。

○花村委員長 次に日程第四、吉田町に簡易裁判所設置の請願文書表第二二七號を議題といたします。請願の紹介をお願いします。

○北川委員 本請願の要旨は、廣島県吉田町は高田郡の行政の中心地であり、向にあります。しかるに現在管轄となつてゐる三次裁判所までは遠路かつ交通の便きわめて悪く、そのため捜査及び逮捕上多大の支障をきたしてゐるのであります。つきましては、すみやかに吉田町に簡易裁判所を設置されたいというのであります。

○花村委員長 政府の意見を求めます。牧野政務次官。

○牧野政府委員 ただいまお述べになりました請願の御趣旨は十分承知いたしました。本件は政府といたしまして

最初の請願でありますので、早速関係省へ紹介いたしまして、諸般の状況を調査中でありまして、さうに御了承の上、今後何分の御援助をお願いいたします。

○花村委員長 最高裁判所の意見を求めます。

○關根説明員 ただいまの御請願の御趣旨はまことにごもつともだと存じますので、十分考慮いたしまして、その実現に努力いたしたいと存じます。

○花村委員長 次に日程第七、地方法務局及びその支局の独立庁舎建設の請願文書表第三〇五號を議題といたします。紹介者の説明をお願いします。

○北川委員 請願の要旨を申し上げます。法務局及び地方法務局は法律に關する政府の最高顧問官庁として、法務行政の全般を統轄する法務府の外局として設置されたものであります。新憲法により司法と行政とは明らかに分離されて、すでに二年余を経過しておりますのに、いまだに裁判所庁舎の一室に仮居している現状で、事務上多大の不利、不便を忍んでおります。すみやかに地方法務局及びその支局の独立庁舎を建設されたいと希望する次第であります。

○花村委員長 政府の意見を求めます。牧野政務次官。

○牧野政府委員 法務局、地方法務局及びその支局の庁舎は、その発足当初の昭和二十二年においてこれを建設すべきでありましたが、国家財政の状況、その他の事情により、その実現を見ずに、昭和二十三年度及び昭和二十四年度において若干庁舎の建設をする

ことができたが、その大部分は、今なお裁判所庁舎等の一部を使用している実情でありまして、昨今裁判所庁舎が職員増加その他の事情により、最近著しく狭くなりました。また他面法務局等において取扱う事務の量が増す多きを加えて来たので、その庁舎の建設は焦眉の問題となつてゐるであります。よつて目下その解決にあらゆる努力を拂つてゐるところでありまして、逐次これが建設に着手し、近い将来には全面的にこれを解決したい所存でございます。

○花村委員長 日程第一、住民登録法制定に関する諸願文書表第五〇一号を議題として、紹介者の説明をお願いいたします。

○北川委員 本請願の要旨を申し上げます。

現行の寄留法はまづたく有名無実にとつて、制度でありまして、これがために市町村は多大の経費を投じております。住民登録法の制定は、常住人口を正確に把握するといふばかりでなく、複雑な市町村の行政事務を簡素化するとともに、財政的にも負担を軽減され得るのであります。つきましては、すみやかに住民登録法を制定せられたいのであります。

○花村委員長 政府の意見を求めます。

○牧野政府委員 現行の寄留制度が国及び地方公共団体、特に市町村が住民の人口及び居住状況を常時正確に把握するのに不適当であつて、その制用価値に乏しき現状のもとにおいては、配給、徴税、選挙人名簿、学齡簿、予防接種台帳などの調製にあつては、そ

の基本資料がないため、これらの諸目的のため、多大の経費を費してそれぞれ住民調査が行われており、しかも相互の間にはほとんど連絡統一がない実情にあることは、まことに遺憾と存する次第であります。かかる現状にかんがみ、従来市町村においては住民把握のための統一制の樹立を強く要望されておりますことは、その国会においても大体同様の御請願があり、政府といたしまして、現行寄留制度を廃止し、簡易にして迅速かつ正確に住民調査を行うため、公の証明力を持つた基礎資料設定のための住民登録の制度を確立し、これによつて労力と経費の節約をはかり、あわせて行政事務の円滑な運営に資することができるような構想のもとに、住民登録に関する新しい法律の制定に關して研究と準備を進めておるのであります。市町村多年の要望にこたへるべく鋭意努力しておる次第であります。

○花村委員長 次に日程第二、小湊町に国立少年院設置の諸願文書表第五二八号を議題とし、紹介者の説明をお願いします。北川定務君。

○北川委員 本請願の要旨を申し上げます。東北六県中、青森県ばかりが少年院の設置なく、全国においても教養程度が低く、県下青少年の犯罪率は飛躍的に激増している現状であります。情によりまして、保護の徹底を欠き、多大の影響を與えております。つきましてはすみやかに立地的好條件にありまする小湊町に、国立少年院を設置されたいと望んでおるのであります。

○花村委員長 政府の意見を求めます。

○牧野政府委員 青森県内に国立少年院を設置する諸願の御趣旨は十分了承いたしました。しかしながら現在少年院は全国に五十二箇所あるうち、四十箇所は本年において新設し、発足に至つたものであり、現下の国家財政の状況からすれば、一応充足したこれらの少年院の整備が焦眉の問題であり、これを完全に運営した上、必要に応じて新設を考慮したいと考えているのでありまして、その際に諸願の御趣旨を尊重することにいたしたいと存じております。

○花村委員長 御質疑はありませんか。

○花村委員長 次に日程第三、釧路地方裁判所網走支部を地方裁判所に昇格の諸願、文書表第五八九号を議題とし、紹介者の説明をお願いします。北川定務君。

○北川委員 本請願の要旨を申し上げます。釧路地方裁判所網走支部は、大正七年に設置せられて、現在甲号支部として運営されておりますが、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の四郡にまたがり、二市二十一町村の広区域に及び、設置當時に比して該地方は各種産業が急速に發展し、取扱件数も増加いたしましたのであります。従つて昨年設置された官下五簡易裁判所からの控訴事件も多数に上り、遠隔の釧路地方裁判所で執行するには時間的、経済的に不利でありますから、該支部を地方裁判所に昇格されるよう望んでおるのであります。

○花村委員長 政府の意見を求めます。

○牧野政府委員 ただいまの御請願の御趣旨はごもつとも存じます。北海道は、あの広大な地域に札幌、函館、旭川及び釧路の四地方裁判所があるのみでありまして、御不便の事情はよく承知いたしておるのであります。去る第五国会におきましては、北見市に地方裁判所を設置せよとの諸願が衆、参両院で採択されまして、帯広市に地方裁判所設置の件と競願の形になつておることは御承知の通りでありまして、今回の網走支部の昇格の件とは、さらに三箇所が競願の形となるものでありますから、政府といたしましては、最高裁判所とも協議いたしました。なお、十分に研究いたしたいと存じますから、さうに御了承をお願いいたします。

○花村委員長 最高裁判所の意見を求めます。

○本間説明員 今政府委員のおつしやつたように、ここには三箇所の競願がありまして、裁判所といたしましては十分に検討して研究してみたいと思つております。ただ釧路地方裁判所をもち地方裁判所にするとすれば、事件数が日本で一番少い地方裁判所になるような事件の現状であります。

○花村委員長 御質疑はありませんか。

○花村委員長 次は日程第一四、大年寺山少年院設置反対の諸願、文書表第五九二号を議題とし、紹介者の説明をお願いします。北川定務君。

○北川委員 本請願の要旨を申し上げます。東北少年院の敷地を史蹟大年寺山にいたしますことは、同地区が風致地区であり、特殊機關の独占にまかせられないこと、治山治水の上から見て

不安があること、偏性少年の教化に不適地であること等の理由で、少年院の敷地は大年寺山以外に別に選定されたいのであります。

○花村委員長 政府の意見を伺います。

○牧野政府委員 御存知のごとく、戦後犯罪少年ないし非行少年の数は著しく増加しつつありますが、東北管内にはこれら少年を收容教化するに適當な施設が乏しく、やむを得ず他管区へ移送したり、あるいは收容を差控えてもらつてゐるような状態にあります。当局といたしましては、すみやかに当地方に少年院の施設を整備したいと考えまして、諸方面にわたり敷地を物色いたしたのであります。少年教化にふさわしく、まづ買収しては、その結論として選定したのが、この大年寺山であります。この大年寺山は、かようにしてようやく発見した土地であり、地勢、環境よりすると、少年院の用地として好適なものであります。しかし仙台市からその変更方の申出がありましたので、当局といたしましては、この土地のみを固執するのではなく、他に適當な土地があれば変更に応ずるよう回答し、市の方から二箇所別の候補地を推薦して参つたのであります。しかしこれまた地元の見解によりまして、遂に実現を見ることのできなかつたのであります。大年寺山の土地につきましては、地元の反対意見も十分しんしゃくして、なるべく風致を害さないよう、市民各位に不安感を與えないよう、工事の施行並びに今後の運営にも万全を

○花村委員長　御質疑はありませんか。

○花村委員長 次に猪俣委員より法務府に対し質疑の通告がありますから、これを許します。猪俣君。

と思うであります。これは裁判官の

獨立性に關係あることでありますので、私は裁判官の獨立性についての疑問を持たれるような意味で申し上げるのではないのであります。司法行政の面からお尋ねするのであります。が、近ごろ農地委員会の裁決と裁判所の判決とが非常に齟齬をしていることが起きておりまして、これが地方の農民に大きな動搖を與えている事実が各県にあるのであります。私は日本農民組合の資料によりまして、抽象的に御質疑を突は申し上げたいと思う。あまり具体的に申し上げることは、裁判官の獨立性にも影響があるかと存じます。が、それはある村におけるところの農地問題につきまして、村の農地委員が自作農創設特別措置法十五條に基づいて買収計画を立て、これを耕作者に売却いたしました。土地の開放を行ったのであります。が、これに対してこの土地の所有者が異議の申立てをいたしました。県の農地委員会に訴願をいたしました。県の農地委員会が慎重現地調査をやりまして、結局村の農地委員会の決定を妥当なりと認めて、この異議を却下したのであります。そういうし

の地位の安定をはかるという趣旨から、農地改革が全面に行われましたことは、御承知の通りであります。何分にも全国の地主と小作人との間の所有権の調整ということに関連いたします関係上、農地委員会が買収計画を立てまして、しかも農地委員会の承認を受ける。その買収計画及び承認にしまして、地主の側からいへば、異議が出るのが非常に多いのであります。ただ全部の地主の数から見ますと、非常に少いのでありますけれども、それにいたしましてただいまお話のように、結局のところ農地委員会の決定に対して地方裁判所に取消しの手訴えが出ましたのが、昨年度におきまして約二千件近く出ております。その中の大部分は、買収計画または買収決定に対する取消しの手訴えであります。そのうち裁判所が農地委員会と反対の立場をとりますしてそれを取消したという事案はごくわずかでございます。その二千件近くのうち十八件、ほんのわずかでございます。ただ仰せのごとく、たま／＼そういう事例があつたものと存じますが、これは農地の地主の立場を考えまして、やむを得ない場合がかなりあるのではないかと思います。たとえば一時菜園のために土地を使つた。たとえば一時菜園のために土地を使わしているというような場合に、たまたま農地委員会で農地と決定してしまつた、そういう場合には地主の側を考えなくちやならぬという事例が、その十八件のうちにあるのでございます。それは最高裁判所といたしましては、裁判所の独立性を考えまして、裁

判の内容に触れるということとはござい
ませんけれども、ただ農地改革全般の
指導精神と申しますか、そういうた理

解放したのだが、そういうようなことを問い詰めると、農地委員会と申しましてもしろうととの集まりでありますから、何か妙な返事をした、それによつてすぐ敗訴をさしたというような事案であります、私も相当農地改革の問題につきましては事案を取扱つたのであります、まことに異例な状態でありますので、どうも何か裁判所の空気がかわつて来たんだらうかというような疑問が出て来た。なおこれを政治的に見まして非常に重要なことは、これが敗訴の判決が伝わりますと、その村の地主連中が一齊に裁判をする傾向になつて来たのであります、これは大きな一つの問題であると思います。農地委員会も非常に驚愕いたしておるのであります。有効妥当にやりましたのであります。裁判所の判決によつてくつがえされた。そうするとどうせ取上

○猪俣委員 今の御説明を聞きまして、たいへん了承したので、さもあるべきことだと思ふのでありますが、一千件のうち十八件くらいしかないと思いますと、今回の某地方裁判所に行われました判決は、私どもとしてはまづたゞ不可解千万な判決だと思ふのであります。開放を受けた人間は十数年間子こを賃借し耕作していた人間でありまして、しかしてその土地を取上げられると、ほとんど一町何反の耕作が、農業施設がないために不可能になるような、まづたゞ追ひ込まれた事情のものであつて、客観的に見まして、どういうふうに考えても開放することが至当であると思われる、地形上からもそうなつているのでありますが、それで農地委員会が、つまり自作農創設特別措置法の十五條の一号であつたか二号で

げられる地主たちは、不愉快な思いで、ただ国法に従う意味でやつたのでありますから、裁判所がそういう態度なら、おれもひとつやつて見るといふようなことで、続々とそういう訴訟問題が起つておる。そうするとこの開放問題が安定しないという状態がその村に起りつつある。これはもちろん裁判官諸公に對しまして、われ／＼が要求がましいことはできないのでありますけれども、いわゆる司法行政の部面として、十二分に司法の裁判官のそういう頭の問題につきましては、最高裁において監督指導をお願いしたい。むやみにあまりにささやかなる専門的な技術を弄しまして、専門家ならざる農地委員会の決定を、片つぱしからひつくり返して行くといふようなことは、これはどうも私は時勢に沿わない動向じや

ないかというふうに考えられるのでありますが、今お聞きいたしますれば、全国的にはまれな事案であるというところで、さあつてほしいと思うのであります。農地委員会は民主的な委員会でありまして、まず土地の開放のごときは、実際の経験に従つて決定いたしております農地委員会の意思を、まず裁判所も多分に尊重するという態度で進んでもらいたい。そういたしませんと、この開放問題は裁判所によつてつがえされて行く、日本の民主化を裁判所がまずばむ態度に出て来たというような印象を與えますことは、裁判所にとりまして私は遺憾なことだと考えまして、十二分なる御指導を願いたいと要望するものであります。具体的な例はここに遠慮して申し上げないことといたしておきます。

それから次の件は、やはり自作農創設特別措置法によりまして、いわゆる自作農としてここに登場した人たちに對しまして土地の名義の書きかえをする登記手続であります。これが現在遅々として進捗いたしません。地主とされたということになつておりまして、登記上はほとんどそれがばまれているという状態でありまして、その原因と、これに対する対策というやうなものを、法務府の方々からお聞きしたいと思うのであります。

○村上(朝)政府委員 農地改革に伴う登記が予想通り順調に運んでおりませんことは、御指摘になりました通りであります。その原因につきましては、御説のように、この登記は都道府県知事の囑託によつてやるのであります。その囑託をいたしますにつきましては、農地委員会の協力を得なければ、

都道府県知事としては囑託書の作成が困難で、またその囑託をする書類を作成する前提といたしまして、税務署における分筆合筆等の手続をまずいたさなければならぬというやうな関係もあ

ります。ところが農地委員会もはなはだしく手不足であり、また税務署も手不足であるというやうな関係で、囑託書の作成が遅れておりますために、自記の進行が思うやうに行かないというやうな状況なのであります。その対策といたしましては、関係都道府県税務署等と協力いたしまして、極力促進いたすやうに法務府及び農林省が中心となりまして、各末端の方へ徹底いたすやうに、今なお努力を継続いたしております。最近少し囑託書の出ますのがふえて参りました。この分ならば逐次成果を上げて行くのではないかと考えております。

○猪俣委員 今の御答弁によりまして、結局農地委員会なり税務署の方で、囑託書の提出が遅れておるから遅れておるのだという御答弁のやうであります。昔は登記所といつたのでありますが、今の法務局の登記官吏なんか、どうも囑託書が出てはすぐ登記をしない。何だか山のように書類を積み重ねて、忙しくてできないというやうな状態です。さつぱり登記が進まぬということも聞いておるのでありますが、一体法務府といたしましては、登記に関する官吏は現状のままで、囑託書を出るならばスムーズにできるというお見込みなのであります。囑託書が出ないからという御説明でありますけれども、われわれの聞くところによれば、どうも登記の官吏のところは相当

つかえておるというふうに聞くのであります。それはいかがであります。さうか。

○村上(朝)政府委員 囑託書が出ますと相当膨大な書類になりますので、登記所はおおむね一人の登記官吏が登記事務を扱つております関係上、相当の人数を要する場合もあるかと思ひますけれども、登記官吏のところでは書類が停滞してはかどらないというところは、あまりないやうに私の方では考えております。ただ心配いたしますのは、囑託書が順次出て参りますと処理できま

すけれども、一度にとつと年度末あたりには固まつて参りますと、現在の登記所の陣容では処理が困難ではないかと思ひまして、その点を心配いたしておるわけでありまして、先ほど申しましたやうに、極力囑託書が順序よく出ますやうに手配をいたしておるやうな次第であります。

○石川委員 関連してお伺ひいたしました。政府が売渡しを決定いたしました。そうして代金を拂ひ込みいたしました。けれども前の地主がその土地をすでに耕作しておりましたために、まだ引渡さない。つまり小作人は借受けましても、耕地の引渡しを受けることができないというやうなことがありますが、これに對して政府はどういう方針であり、どういふ処置をおとりになるおつもりでありますか。もし具体的な内容、こつたのやうな事情で引渡しができなかったのだというところをお話すればおわかりでしょうけれども、要するに政府が売つて、なおかつ売つた耕地を引渡しできないで、それでどうして政府の責任がとられるかということですが。

問の点は、実は私まだそういう事例がありませんことを聞いておりませんので、農地改革の実行につきましては、農林当局で監督いたしております関係上、農林省の方へよく事情を聞いてみたいと思ひます。

○石川委員 農林省にはあとで聞きまされども、具体的に法務府にも伺つておきます。昭和二十二年になりましたから、地主が不当に小作地をほとんど暴力で取上げたのであります。そうして地主が耕作しておりました。しかし昭和二十二年十月二十三日の基準に基いて政府は買収いたしました。買収いたしましたけれども、現に耕作しておるのは前の地主であります。すでに売渡し済みでしたが、依然として耕作は前の地主によつて続けられておるのであります。そのために、買収した耕作者がその土地を引取ることのできない事件が岩手県にほどもあります。そうして政府は何ともしてはくれません。そのためにせつなく買収した耕作者が困つておるのであります。そうしてみずから訴訟を出さなければならぬという事態にあります。そのために農林省では心配したやうであります。調査には来ておりました。訴訟をやつてくれというところで訴訟はやつておりますけれども、すでに売渡し済み、代金も拂ひ込んだものでありますから、政府が積極的にこれを耕作すべき人に引渡ししてやるという当然の責任があると思ひます。それに対して、政府に対する法律上の意見を持つておるところの法務府は、何ら適切な措置をやつておらないかと思ひます。御調査願ひなければなりません。あとでひとつ御答弁を願ひます。

○村上(朝)政府委員 後ほどよく調査いたしまして御答弁いたします。

○石川委員 なお今猪俣君の御質問に関連して申し上げますが、そのときに引渡しの訴えを起して参りますと、代金を拂ひ込んだだけで、まだ登記が完了してないから、第三者に對抗することができないという條文で對抗して来るのです。ですから、どうしても登記は急いでもらわなければならぬ。もちろん私たちはそれに対して、一種の法律上の見解を持つておりますけれども、一応そういう抗議が出ておりますから、登記がただちにできるやうにお手配をしていただかなければならぬと思ひます。あるいは農地委員会の準備ができなかつた、税務署の準備ができなかつた、こつたのやうなものでないか。やはりその点は法務府がやつてくださることが一番いいのです。法務府もその点努力していただきたいと思ひます。

○猪俣委員 民間の土地の売買は、登記と同時に代金の受拂いをするのが普通なことであります。政府になると、金だけ取つて名義はかえていない。これは大体社会通念から言つても、政府の怠慢だと言われてもしかたがないと思ひます。これはいづれの予算の關係、人員の關係でやむを得ないことかと存じますが、このために、今石川委員が申されたやうな問題が起つて参つておるのであります。これは農林省とも御相談の上、至急この土地開放を登記面からでも実現するやうに御努力願ひたいと思ひるのであります。

なお資料といたしまして、どのくらいの登記の件数があるのに、實際完了

したものがどのくらいあるかという、その計数をお願いしたいと思うのであります。これは今日でなくてもよろしいのであります。

それから今の石川委員の発議と多少関連があるのでありますが、これはあるいは刑政長官に伺った方がよいのかと思うのですが、これも私は日本農民組合の要望によりまして質問をいたすのでありますけれども、農地調整法の第九條、すなわちいわゆる耕作権から耕作権を取上げるという問題、これは処分せられる規定になつてゐるにかかわらず、この違反者があつて、これを告訴あるいは告発をいたしましたも、ほとんど檢察庁では取上げないで、ほとんとして訴えられて参つておるのであります。これもこの農地調整法の精神を蹂躪するものであつて、この九條の違反者のごときは、すみやかに調査研究いたしませんければ、いわゆる土地の耕作権の確立ということが阻害されるのであります。もちろん人殺しだの、どろぼうという方が忙しいためもあるかもしれませんが、どうもこういう問題についてはほつたらかしになる傾向がある。そのためにたちの悪い人間は、なかに檢察庁は何もしないというふうなことで、その横暴を継続してやつておるといふ事例が多あるのであります。私も最近三浦も新潟県の方から、自分の選挙区以外からも手紙を受取つておるのであります。いくら言つても取上げてくれないという事案があるのであります。農地開放の精神を徹底せられまして、この農地調整法九條違反のごとき悪徳者に対しましては、檢察権の発動をすみ

やかにして、かような不穩の行動が農地開放にまともでないように、特別の御配慮をお願いしたいと思つてあります。が、こういう問題については、何かあつてしまつてもよいような御通牒でも出しておられるのであるか、檢察の責任者は一体どういふふうに考へておられるのであるか、刑政長官の御意見を承りたいと思つてあります。

○佐藤(農)政府委員 この前の国会においてもそういうお話がありましたので、とりあえず全国の檢察庁に對しましては、農地調整法の違反事件については、民事上の解決をまつことなく、すみやかに事件を処理するようにという通牒を出してある次第であります。仰せのように、そういう事件はすべて民事上の解決を先にして、檢察当局の処分はあとまわしにするというふうなことは全然言つておられないのであります。むしろ農地改革を促進するために、農地調整法違反の事件についてもすみやかに事件を受理し、これを処理するようにということを通達しておる次第であります。

○猪俣委員 次に解散団体の資産処理の問題についてお伺いしたいのであります。これは具体的に申し上げてみたいと思つてあります。今私のところに陳情に参りましたのは、横須賀市ですか、海人会というものがあつて、久里浜にその海人会の久里浜支所というものが終戦前にあつたのであります。海軍の何かのものだらうと思つてあります。これがもちろん終戦後解散を命ぜられて、この海人会なるものは解散団体になり、その久里浜支所も拂い下げになつたのであります。この拂い下げの価格が本年の五月にきま

つたのだのであります。これは建坪の総数が千八百坪あり、棟数が十三棟あるのであります。土地の総坪数が四千八百坪ある。それに三十五馬力のボイラー二台、暖房装置が全館に施されている。炊事用の三斗釜が二箇ある。冷凍器二分の一馬力のものが一台あり、揚水機二台あり、その他おびただしい備品全部ひくるめて五十五万円に拂い下げられてゐる。その価格の決定も、どうも現在として私どもにはふに落ちないのであります。一体拂い下げはどういふ人間にどういふ方法で拂い下げられるのであるか、その辺を承りたいのであります。その機構と申しますか、方法と申しますか、解散団体の財産の処理につきましては、いかなる機関において、いかなる方法をもつて拂い下げを行うのであるかということについて、まずお伺いしたいと思つてあります。

○村上(朝)政府委員 海人会久里浜支所の土地、建物の処分の問題であります。海人会と申しますのは、元海軍下士官の福利のためにつくられた財団法人でございまして、昭和二十年の暮れに自発的に解散いたしました。その後財産を早急に処分することになりまして、昭和二十一年四月三十日に財団法人海人会が合名会社久里浜会館に譲渡したのであります。そのときの売買代金が土地、建物その他の工作物につきまして五十五万円であつたのであります。ところがその後財団法人海人会は、解散団体の財産の管理及び処分に関する政令によつて解散団体となり、またしたので、海人会の財産は国庫に帰属したことになります。そしてこの政令によりまして、解散団体がその前に

処分した処分行為は、原則としてすべて無効になりますけれども、不当に低廉でない代価をもつてした財産処分は、例外として有効と認められることになつております。そこでこの処分当時の価格を調査いたしましたところ、当時施行されておりました土地建物等価格統制令による統制額が五十七万四千六百七十七円という額になるのであります。そこで売買代金五十五万円と比較いたしますと、この代金はごくわずか、約四割ばかり安いと考えられますけれども、この政令の適用上不当に低廉であるとも言われなかつたと思つて、この海人会が合名会社久里浜会館に對して行つた売買行為は、有効として取扱つて参つたのであります。なおこの建物の中にありました備品、什器等の動産につきましては、同じく二十一年の四月当時、別個に海人会と久里浜会館の間に売買が行われております。この方につきまして、これを政令の適用上有効として扱つか、あるいは無効としてそれを回収するかという点については、ただいまなお調査中であり

ます。

以上申し上げましたような事情で、国が久里浜会館に對して、海人会のものを拂い下げたという関係ではないのであります。

○猪俣委員 今の御説明によつて不可解なんです。海人会の持つておつたものが、合名会社久里浜会館に五十五万円で売却された。そうすると、それは何人が久里浜会館に売つたわけであり

ますか。

○村上(朝)政府委員 財団法人海人会の清算人であり

ます。

○猪俣委員 財団法人海人会の清算人が、合名会社久里浜会館に売つた。ところがその清算人なるものが、これは合名会社でありますか、合資会社ではないのですか。

○村上(朝)政府委員 合名会社で、後に株式会社になつております。

○猪俣委員 その合名会社のメンバーの最も重要な人間になつてゐるのではないですか。なお言葉をかえて言えば、合名会社なる名前は偽稱で、この清算人の一人、旧海人会の事務長をやつておつた北川某というものが、名前をかえて久里浜会館という名前において、自分に売つてもらつたという形じやないですか。

○村上(朝)政府委員 その合名会社久里浜会館の代表者は北川菊松であります。海人会の清算人として、海人会を代表して売買行為をいたしましたのは、桑武彦という人であり

ます。

○猪俣委員 その北川菊松なる人間が、海人会の事務長であり、實際は財団法人海人会なるものを運営して来た人物なのであります。それが合名会社というふうな名前にかえて、實際その北川某が事務をやつたのであります。その辺はもう少しお調べいただきたいと思つて

います。なおこの合名会社久里浜会館が、今度は株式会社になつたといふのであります。それは幾らで売つたのでし

ょう。

○村上(朝)政府委員 合名会社久里浜会館が二十一年十月五日に、株式会社組織変更をいたしましたのであります。

○猪俣委員 その株式会社の社長は、小田光治、淺野物産株式会社の事務

である。今追放されている人物であります。そのまた株式会社久里浜会館の事務である柴田某、これは淺野物産株式

会社であります。

会社の大坂支店長、これも追放された人物であります。それから常務というものが、合名会社久里浜会館をやつて、前から海人会の実際の実権を握つておつた北川菊松である。監査役が近藤百合子という女であるが、これは何か海軍大佐の末子であるとかいふことである。こういうものに今度はこの名前をかえて来たのであります。実は浅野物産がこれによつて巨額なもうけをやつたといふことは、世に一般に伝わつておることなんです。その組織を見ますと、どうも疑う余地が多々ある。第一点は、この物産についてはまだ御考慮のようなあれがあるのです。が、一体いかなる品物が海人会に存在しておつたかといふことを、法務府ではお取調べになつたのであります。いか。実際存在したものの十分の一くらいしか申請しておらぬらしいのであります。他はみなやみ売りをやつてしまつて、莫大なもうけをしたらしいのであります。最近の事例でも、三十万円である物がある人に売つたが、その買った人は瞬時にそれを百六十万円に他へ売つておるといふ事実が、人名もあがつております。あなた方にこまかく申し上げて、人名を言つたつてわからぬと思つて、私は今説まぬが、みな調査が済んでおる。そして今また盛んにその動産を売り出しておるやうであります。一体そういう財産の監督というふうなものは、どういふふうな方法でやつておるのであります。とにかく終戦のまぎれに、そういうふうな国家の品物を、われわれの膏血をしぼつてつくつた国家の品物を、一、二の野心家のために、ただみだりにしてみな売却せられて、それがまた現在まで

盛んにやつておる。盛んに今まだ品物を売つておるやうであります。繊維製品その他多量にある。いま一点聞きましよう。この海人会に元存在しておつた品物、動産なるものの申告は一体どこへやりますか。どこへ行つて、何人が監督し、實際存在するかどうかを調査するのであるか。その機構をひとつお聞かせ願ひたい。

○村上(朝)政府委員 解散団体の財産を占有している者が、住所地の都道府県知事を經由して、法務総裁に報告しなければならぬといふことになつております。本件につきましても、久里浜会館の取締役社長小田光治から二十三年の九月十七日に報告書が出ております。

○猪俣委員 その報告書について、実際それだけであるのか、他に何かといふようなことは、法務府としては調査なさぬのであるか、報告されたままを、そのまゝのみにされて許可されるのであるか。その点を承りたい。

○村上(朝)政府委員 この報告書以外に海人会の動産があつたかどうかといふことは、今まで調査いたしておりませんが、もし御指摘のような風評があらますならば、調査いたしたいと思ひます。

○猪俣委員 はなはだどうも間の伸びた話だと思つておりますが、昭和二十一年からのものであります。今調査に行かれても、真相はわかるかどうかわかりませんが、もう明らかに動産として自動車や四台あつたのが一台もありません。しかもこれは警察に申告しております。それから、警察を調べればすぐわかる。それから金庫とか、散髪用のいすとか、寝台とか、食堂の什器類、これ

が一切なくなつておる。こういうものは申告してない。かような一見してすぐわかるようなものさえ、申告しないで、みな他に売り拂つてしまつておるらしいのであります。これは備品原簿があるはずであります。あつたのを現認しておる人が私に話しておるのであります。これは法務府でひとつ検察庁に連絡しまして、今夜でも手配りしなせんと、焼き捨てるおそれが十分あります。これは写真をとるやうに命じまして、今写真をとつておると思ひます。

しかし検察庁の方からすぐこれを何とか手配していただきませんか、十分のもも届けてないやうです。そしてこれをみなやみ物賣にして今流ししておる。莫大なものである。とにかく当時の物価で――あなたの御答弁によりますれば、統制令があるかもしれせんけれども、とにかく五千坪の土地と千八百坪の家屋十三棟、これに一切の備品をつけて五十五万円、ただもうやうなものだ。そんなものなら借金しても私は買いたいと思ふ。(笑聲)これはおそろしいことだと思ふ。それでしかもこの拂い下げするのは、何かドレスメーカーの学校を建てるとかいうやうなことを名目にしておるのだやうだが、そんなものはやらないで、映画館に改造するとか、洗濯屋に一坪三百円か五百円の賃料で貸す飲食店には貸すというやうなことをやつておる。その経営者はみな追放組の浅野物産の重役だ。こういうことではどうも世論は納まらぬと思ふ。法務府の名譽にかけまして、これはひとつ嚴重に御調査を願ひたいと思ふのであります。これは敏速にやつていただきませんと、証憑書類を

みな隠匿されるおそれがあるのであります。法務府におかれましては、たいへんな問題を引受けておられるので、御苦心のほどを察するに余りあるのであります。それけれども、ただ彼らが申告したことを漫然と処理なさつておるのである。私は法務府まで持つて来た意味がないと思ふのであります。それを實地に御調査なさるのが法務府の責任ではないかと思ふのであります。そしてこの中心人物が、この海人会を戦前から牛耳つていた北川菊松という者であつて、これが實際の清算の事務をやつた。それで合名会社久里浜会館といふので、名前は自分の中心の会社に名前をかえて、なお世論がうるさいものだから、株式会社といふものにかえて、そして浅野物産の重役どもを持つて来て、会社にした。そしてこの会社が非常に不当なもうけをやつたといふやうなことは、実に私は普通のやみ商人なんかよりは、なお悪質なところのやり方ではないか。こう考えられるのであります。私の方では相当調査をしてあります。が、法務府におきましては至急御調査願ひたいのであります。私の方の資料も出してよいと思ふのであります。その御調査を至急なさるかどうか、御決意のあるところを一言承りたい。

○村上(朝)政府委員 できるだけ敏速に調査いたします。

○梨木委員 その問題に関連してちよつとお尋ねいたします。この二十四年度の補正予算を見ますと、法務府所管で、民事法務部といたしまして、解散団体の財産接收等に必要なる事務費の不足を補うためといふことで、九千二百四十七万三千円を計上しておるのでございます。これはことしの当初予算に比べますと非常に莫大な金額であります。これは一体どういう方面に使うのか。今猪俣委員のお話を伺つておりますと、一体解散団体の財産の接收などで非常な怠慢があるといふことが明白になつた。またこういう莫大な予算を計上して、これは何に使うのか、非常に疑問にたえないのであります。その明細を伺ひたい。

○田中(治)政府委員 ただいまのお問にお答えいたします。ただいま御指摘になりましたやうに、早速関係の財産接收のため補正予算を要求しております。その内容は、ただいま資料を持つておりませんが、大ざつたにわけるとはできませんので詳細申し上げることはできませんが、御承知のやうに朝鮮人連盟、それから民衆、この関係は非常に複雑でありまして、しかもその機構は全国に及んでおります。従つてその仕事は全国の都道府県においてございまして、しかも複雑と先ほど申し上げましたその内容は、各府県に本部があり、その支部があり、そしてその下に班があるものであります。各府県におきましては各地に及んでおります。しかも財産の接收でありますから、一時にこれをいたしましたらと財産の逸散をするおそれがありました。各地にいろいろな手配をいたしましてこの接收の事務に當つたのであります。そのため非常に手数と非常な費用がかかり、各都道府県に配付すべき予算が出ております。と、本部におきまして、それに伴います多少の予算が必要であつたので、そういう計数を得たわけでありました。

○殖田国務大臣　それは現在持つてお
ります予算を使いまして、この年度内
の予算の不足を生ずるおそれがあれ
とがはつきりいたしましたので、そ
れを補正いたしますためにそれだけ
の予算を計上いたしましたのであり
ます。実際には不足いたしましたし
ょうと思ひますけれども、ほかの
方面を儉約いたしまして、まずそ
の程度で埋合せをつけたいと思
えまして、予算を要求いたしました
のであります。

○梨木委員 それでは次に伺いたいと思います。この解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令というのがありますが、過般の朝連並びに民青の財産の接收に関する手続の実際の扱いを見ておきますと、まち／＼であります。私が二、三経験したところでは、富山県と石川県ですが、最初何にも書類を持つて来ないのであります。解散団体に指定されたというあの告示書の写しのようなものを持つて来まして、これを持ちまして、その場で家屋の接收とか物品の接收というものをどし／＼やつておるのであります。これは今申し上げた解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令のどこを見ましても、こういうことで財産を接收し得る法的根拠というものはないのでございまして、そこで当時接收にあたりまして、法務府といたしましてはどういうふうなやり方で接收するようにと指示されたのか、これを伺いたいと思います。

○梨木委員　文書をもつて事務に当る
ようにしたという今のあなたの御答弁
だと、保全処分としてやつた、こうお
つしやるのですが、保全処分として財
産の引渡しを求める場合に、引渡し命
令書というものは必要だと思うのであ
りますが、あなたは必要ないとおつし
やいますか。

○田中(治)政府委員　私の申し上げました引渡し命令と保全命令というのは違つておるのであります。引渡し命令と申し上げますのは、御承知の通り国庫に帰属したものをただちに法務総裁が引渡しを求めるなり、解散団体の持つてゐる財産が多数に及びまして、それが逸散したり毀損したりされるおそれがある場合におきましては、御承知の六條によりまして、保全の命令を出すわけであります。従つてこの引渡し命令と保全命令は意味が違います。そのように御承知願ひます。

○梨木委員　ですから第六條の保全の一つの方法として引渡しを求めたというのは、過般の九月八日の財産接收のやり方であつたではありませんか。

○田中(治)政府委員　引渡し命令を出したところもありますし、梨木委員の

○梨木委員　そこで保全の方法として引渡しを求める場合でも、解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令施行規則の第二條が準用せられねばならないと思うのでありますが、引渡し令書というものを交付して、そうしてこれによつてやらなければならないと私は解釈するのでありますが、いかがですか。

○田中(治)政府委員　ただいま御指摘になりましたところ少し私どもも見解が違ひます。御指摘になりました施行規則の二條による場合は、令第五條の規定により、法務總裁が解散後引渡しを命ずるとありまして、私の申し上げております令六條の場合には、これが適用にならないと私ども考えておりますので、そのような処置をいたしました。

○梨木委員　でありますから、第六條の場合、これは解散団体の財産を保全するため、必要の措置をとることができるとあつて、その保全の一つの方法として引渡しを求めておるのですよう。だからこの場合はやはり保全処分として引渡しを求めるのだからといつて、引渡し命令書も何もなくて人の財産をかつてに持つて来られるのであります。それから強盗と間違えていろいろ抵抗してもしかたがないじやございませんか。しかも引渡し命令書を持つて行く場合には、身分の証明書を持たせることになつてゐるのであります。よう。こういうものも何も持つて来ておらないのですよ。一体これが適法な

○田中治政府委員　ただいま申し上げた通り、六條の場合には引渡し命令書はいらないのであります。御承知のように、こういう財産接收に当ります者は、身分証明書を携帯することになっております。おそらく事務局におきましては、そういうものを携帯するよう指示しておりますし、用意もしております。今回の接收に当りました者

は、身分証明書は持つて行つておるはずであります。また持つて行つていないことをまだ聞いておりません。それから第六條の御解釈の点でありますが、私どもの考えでは、第六條の保全処分というのは、先ほどから申し上げております通り、財産の毀損を防ぐために必要な措置をとることができると。必要な措置と言いますのは、具体的に申し上げますと、たとえば封印することもそうでありまして、あるいはある一定の場所にそれを書きまして、それに適當なる保存の方法を講ずるのも一つの方法でありましょう。従つてそこにありますものを引渡しを受けて行くことも、保全の処置の一つの態様であると考えております。

○梨木委員　それじやもう少し具体的に伺います。実際全国的に朝連財産の接收をやりましたのは、具体的にはもちろんいろいろあるではありませんようが、どういふふうにやつたかということが、統計的に何か資料が集まつておると思うのであります。それは相当複雑多岐にわたつておるだろうと思いますが、その資料があるかどうか、あつたら御報告願いたいと思います。

○梨木委員 今の御答弁であります
が、あなたはそういうことをおつしや
いますか、私が實際接收の現場に当り
ました石川県並びに富山県において
は、全然そういう身分証明書というも
のを持つて来ておりません。名刺を渡
しただけであります。そこで問題が起
つておる。ところがその問題の起つた
のは公務執行妨害で、今金沢では三十
名くらい、横浜では二十名くらいの人
が起訴されております。保全命令の場
合には、引渡し命令書はいらないとあ
なたはおつしやるが、しかし実際私は
この点を追究した。引渡し命令書も何
もなくどうして引渡しを要求するの

かといつて追究すると、そのときには何も持つて来ておられない。ところが数時間の後にそれをつくつて持つて来て——持つて来たのではなくて、持つておる、持つておるといつて逃げておりまして、とうく県庁へ行つて追ひ詰めたところが、どうもその間につくつたらしい。その県知事の名前で命令書をつくつて持つて来ておる。これが石川県の例の場合。それから富山県の

場合は、九月九日付で引渡し命令書を出しておる。ところが実際引渡しを執行したのは九月の八日である。そういうようにやつておるのでありまして、末端や現場におきましては、貴重な財産の接収というものは非常に乱暴に行われておるのが事実でありまして、これはもう少し出先の接収についての詳しい御報告をとつてくだらないと、非常に弊害が起つておるのであります。もう少しお伺いしたいこともありますが、本会議があるそうでありますから、次会に質問を留保して、この程度で終ります。

○田中(治)政府委員 私の方といたしましては、今御指摘になりましたように、非常に重大な財産の接収に対しましては、慎重の上にも慎重を期してやるように指示しております。石川県、富山県に起りましたような、ただいま御指摘になつた事実は聞き及んでおりません。そういう事実がありますならば、今後注意いたしたいと思ひます。ただいま仰せになりました引渡し命令書をあとでつくつて持つていたという事実がかりにありといたしますれば、それはさきに申しましたように、本来いらないものであります。それを念のためにつくつて行つたものだろうと想像いたしております。これはなおよく調査してみようであります。

○花村委員長 本日はこの程度で散会いたします。

午後三時四十六分散会

〔参 照〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕